

## 2 - 3 . 製錬所排水亜鉛について

- ・表1および図1より排水中亜鉛は製錬所により濃度や分布が異なっているが、平均値では低いレベルで管理されている。
- ・一般製錬では現行処理においても3mg/Lを超える頻度は少ないが、合併処理の場合は3mg/Lを超える頻度は大きくなる。
- ・排水処理設備は現行の規制値で設計されており、さらに厳しい規制値に対しては、排水処理のために設備増強が必要となり、大きな投資と処理費トアップにつながる。

\*このような状況をから技術対応実態、現状の環境負荷実態等を考慮したシビルミニマム対応が望まれる。なお、合併処理を行う製錬所では鉱山および自然起因の汚染の影響を大きく受けるので、その点も考慮した規制が望まれる。